

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成27年3月27日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに個人住民税を計算し課税する。 また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。 これらの業務を行うに当たっては、次の事務において特定個人情報を取り扱う(詳細については別添1を参照)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他地方公共団体から課税情報を取得する。 2 課税に必要な生活保護等の情報を照会する。 3 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を経由して照会する。 4 課税情報を作成する。 5 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。 6 個人住民税に関する口座振替及び振込事務に必要な口座情報の登録管理を行い、口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼を行う。 7 納付書や口座振替等の納付の受入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 8 課税情報に基づき、申請に応じて課税証明等を発行する。 9 再発行納付書の出力、還付充当処理など、納付に関連する事務を行う。 						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 納税義務者管理 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理 給与支払報告書や申告書等の当初賦課資料の個人の特定及び管理を行う。 3 課税情報管理 当初賦課資料により賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 税額情報管理 税額の徴収方法・納期・期別税額・納税額等の情報を管理する。 5 扶養情報管理 扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行 納税通知書等を発行する。 7 証明書発行 課税証明等を発行する。 8 他団体通知 他団体に住民登録外課税通知等を発行する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム、地方税ポータルシステム)</p>

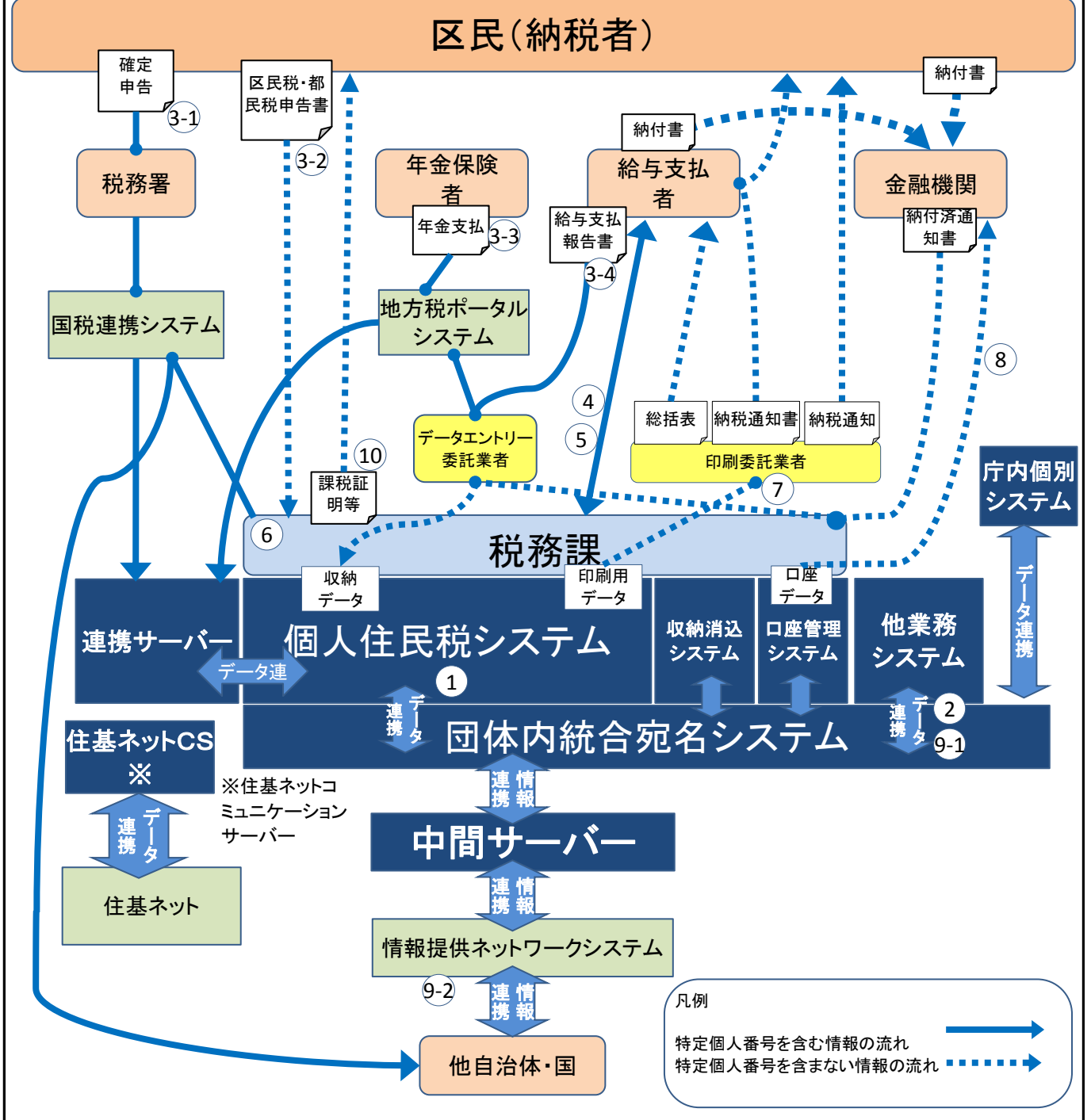
システム2	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理 納付による過誤納が発生した場合にその還付又は充当処理を行う。 4 再発行納付書発行 窓口での支払いのための再発行納付書を発行する。 5 決算処理 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。 5 口座振込依頼情報作成 各金融機関への口座振込依頼のため、当該口座振込依頼情報を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 統一識別番号付番 情報保有機関内で個人を特定するために利用する統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。</p> <p>2 宛名情報等管理 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4 個人住民税システム連携 個人住民税システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>5 権限管理 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (収納消込、口座管理、国民健康保険、国民年金等の他業務システム・中間サーバー)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報の照会及び提供に用いる個人の識別子である「符号」と、統一識別番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 個人住民税システム接続 中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課決定を行うに当たり、課税資料の正確な個人特定を行うとともに、所得情報、障害者の資格状況、生活保護等の受給情報を把握する必要がある。 また、納付に関する事務を行うに当たっては、納付状況の確認並びに収納事務、口座振替事務及び口座振込事務を行う上で正確な個人特定を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	課税資料の個人特定の正確性が向上するとともに、正確な所得情報及び控除情報を把握することができることから、課税の精度が高まり、もって公平・公正な課税を実現することができる。 また、遠隔地の扶養親族の所得照会等、地方税関係情報を活用することによる課税事務の効率化並びに個人特定の正確性が向上することにより、収納状況の照会等収納事務の効率化及び振替口座の登録管理の効率化を図ることができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部税務課
②所属長	税務課長 本橋 信也
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

「賦課情報ファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

目黒区の個人住民税事務は、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書に基づき住民税を計算し課税する。

また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。

- ① 団体内統合宛名システムから住民記録情報を取得し対象者情報を作成する。
- ② 生活保護情報を入力する。
- ③ 情報元から提出される課税資料等(区申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税システム以外のシステム(国税連携・eLTAX)経由で収集し、それらを画像化及び数値を電子化した申告等情報を作成し、住民記録情報等により作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成する。なお、紙資料で提出された課税資料についてはデータエントリー委託業者によりデータ化される。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが目黒区で課税となる(住登外課税)者は、個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し課税を行う。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、区外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携等経由により、他地方公共団体へ資料を回送する。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知書等の印刷・封入委託を行い税額通知等を送付する。
- ⑧ 口座登録情報に基づき金融機関に口座振替の依頼を行う。
- ⑨ 決定・通知された賦課情報を各事務システム等へ連携(移転又は提供)する。また、区で住登外課税した者の住民登録している他地方公共団体に対し、区で課税した旨の通知を送信する。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、課税証明等を発行する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 申告情報の個人を正確に特定するため ・その他識別情報(内部番号) 収納ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 通知書の送付先情報等として使用するため ・連絡先(電話番号等) 本人等に申告内容の確認等を行うための連絡用として使用するため ・その他住民票関係情報 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため ・国税関係情報 申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため ・地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。また、口座振替の実施及び振替結果の確認を正確に行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定等のため ・年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定等するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	区民生活部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活福祉課 障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁 年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム)				
③入手の時期・頻度	当初賦課時入手 申告情報(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書) 生活保護情報 障害者情報 随時入手 新規の申告情報 所得税の各種資料等 口座情報 定期的入手 年金特別徴収に関する情報				
④入手に係る妥当性	・地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に基づき、本人からの申告書又は給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書により入手する。 ・本人からの口座振替申請により入手する。 ・本人負担の軽減のため、減免に必要な事項を庁内連携により入手する。				
⑤本人への明示	地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に明示している。また、個人住民税の減免事由は法定事項である。				
⑥使用目的 ※	・課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行うため ・納税義務者の正確な個人特定を行い、口座登録情報を適正に管理するため				
変更の妥当性					
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td>税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td> <div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 </div> <div style="width: 50%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="width: 48%;"> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div> </div></td> </tr> </table>	使用部署 ※	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	使用者数	<div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 </div> <div style="width: 50%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="width: 48%;"> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div> </div>
使用部署 ※	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所				
使用者数	<div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 </div> <div style="width: 50%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="width: 48%;"> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div> </div>				
⑧使用方法 ※	1 課税対象者情報の管理 ・賦課期日時点で本区内に住所を有する個人又は本区内に事務所・事業所若しくは家屋敷を有する個人で本区内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理する。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・国税庁より提供される法定調書を登録する。 2 課税事務 ・各種資料から、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 3 収納事務 ・住所情報、口座情報などから本人確認及び口座確認を行い、振替(振込)口座の管理を行う。 ・収納状況の確認を行う。				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (24) 件 [] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先については、別表に記載
①法令上の根拠	別表に記載
②提供先における用途	別表に記載
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、提供先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者

⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)	
提供先4	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	月1回	
移転先1	国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先2	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	国民年金法による国民年金に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先4	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	健康推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先6	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先7	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先8	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先9	碑文谷保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先10	碑文谷保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先11	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先14	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先15	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先18	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先19	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先20	子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②移転先における用途	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先21	子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、給付金の支給又は便宜の供与に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先22	保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②提供先における用途	保育所における保育の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先23	保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先24		住宅課
①法令上の根拠		番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例
②提供先における用途		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報		地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		随時
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		区庁舎内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5(更正、決定等の期間制限)等の定めるところによる。
③消去方法		削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。
7. 備考		

別表

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	番号法別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第二の34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	番号法別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	番号法別表第二の40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	番号法別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第二の59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの

都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の71の項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法別表第二の74の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の84の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の91の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第二の92の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣	番号法別表第二の101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第二の102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第二の103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第二の115の項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税情報

1-1. 当初資料情報

(給与支払報告書)

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・控除_小規模企業共済等掛金
- ・控除_損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険_長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人_老年人
- ・本人_勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入区分1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険_支払額
- ・資料に記載された個人番号
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・控除_社会保険料
- ・控除_住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人_夫あり
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入区分2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養_特定
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(その他)
- ・控除_生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険_個人年金支払額
- ・本人_未成年
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入区分3
- ・生命保険_支払額
- ・生命保険_介護医療支払額

(年金支払報告書)

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・本人_老年人
- ・本人_勤労学生
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・扶養_特定
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・控除対象配偶者あり
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・控除_社会保険料
- ・本人_夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・資料に記載された個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(確定申告書、住民税申告書)

- ・宛名番号
- ・処理コード
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得_営業(営業等内訳)
- ・所得_肉用牛(免税・免外計)
- ・所得_配当(配当控除適用分)
- ・所得_公的年金
- ・所得_総合短期
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離長期(優良)
- ・所得_分離先物取引
- ・純損失の金額
- ・専従者控除_その他
- ・平均課税(臨時所得)
- ・特別控除_短期軽減
- ・特別控除_山林
- ・給与収入(専従)
- ・本人_その他障害
- ・本人_勤労学生
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養_老人同居
- ・扶養_障害(その他)
- ・非課税所得区分1
- ・控除_社会保険料
- ・控除_寄附金
- ・控除_扶養
- ・生命保険_個人年金支払額
- ・退職_退職収入(現年課税分)
- ・所得税_控除_損害保険料
- ・所得税_合計所得
- ・計算値_合計所得金額
- ・計算値_所得税額
- ・収入_他事(営業等内数)
- ・収入_利子
- ・収入_配当(少額配当分)
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離長期(一般)
- ・収入_分離上場株式
- ・特例適用条文短期
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・所得_配当(一般外貨建等証券)
- ・翌年申告作成区分
- ・発送区分
- ・譲渡割額
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・算入強制区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・年度分
- ・資料番号
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・強制課税区分
- ・所得_他事(営業等内訳)
- ・所得_肉用牛(免外売却価格)
- ・所得_配当(配当控除適用無分)
- ・所得_雑
- ・所得_総合譲渡長期(2分の1前)
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離長期(居住)
- ・合計所得金額
- ・雑損失の金額
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・特別控除_一時
- ・特別控除_長期(一般)
- ・特別控除_上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人_老年人
- ・本人_未成年
- ・配偶者所得
- ・扶養_老人合計
- ・青色申告区分
- ・非課税所得金額1
- ・控除_小規模企業共済等掛金
- ・控除_配偶者特別
- ・控除_障害(扶養控除内数)
- ・損害保険_地震支払額
- ・退職_所得税用退職所得
- ・所得税_控除_生命保険料
- ・所得税_所得控除計
- ・計算値_控除額合計
- ・収入_営業等
- ・収入_農業
- ・収入_配当(配当控除適用分)
- ・収入_雑
- ・収入_分離事業・雑
- ・収入_分離長期(優良)
- ・収入_分離未公開株式
- ・特例適用条文予備
- ・更新日
- ・配当割額
- ・転送先コード
- ・収入_配当(私募証券)
- ・所得税_外国税額控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・調査コード・金額予備8
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・所得_分離上場配当
- ・強制親区分
- ・扶養_年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)
- ・退職_特定役員区分
- ・金額予備項目15
- ・生命保険_介護医療支払額
- ・算定団体コード
- ・合算区分
- ・整理番号
- ・納税者番号
- ・手入力区分
- ・所得_漁業(営業等内訳)
- ・所得_不動産
- ・所得_配当(少額)
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_退職
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離上場株式
- ・総所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・特別控除_総合譲渡
- ・特別控除_長期(優良)
- ・特別控除_未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人_寡婦
- ・本人_夫あり
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・専従者_配偶者
- ・控除_雑損
- ・控除_生命保険料
- ・控除_配偶者
- ・控除_基礎
- ・損害保険_長期支払額
- ・退職_勤続年数
- ・所得税_控除_配偶者特別
- ・所得税_その他税額控除
- ・計算値_配当控除
- ・収入_営業(営業等内数)
- ・収入_肉用牛
- ・収入_配当(配当控除適用無分)
- ・収入_一時
- ・収入_分離短期
- ・収入_分離長期(居住)
- ・収入_分離先物取引
- ・エラー区分
- ・更新時間
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送日
- ・収入_配当(一般外貨建)
- ・所得税_住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・金額予備9
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・収入_分離上場配当
- ・国税連携区分
- ・特定寄附金
- ・金額予備項目12
- ・申告日時
- ・資料に記載された個人番号
- ・バッチ連番
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・税務署連絡区分
- ・所得_営業等
- ・所得_農業
- ・所得_利子
- ・所得_給与
- ・所得_一時(2分の1前)
- ・所得_分離山林
- ・所得_分離長期(一般)
- ・所得_分離未公開株式
- ・総所得金額等
- ・専従者控除_配偶者
- ・平均課税(変動所得)
- ・特別控除_短期
- ・特別控除_長期(居住)
- ・給与収入(一般)
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡夫
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養_特定
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・専従者_その他
- ・控除_医療費
- ・控除_損害保険料
- ・控除_本人
- ・生命保険_支払額
- ・所得_控除_合計
- ・退職_勤続年数
- ・所得税_控除_寄附金
- ・所得税_所得税額
- ・計算値_特別減税額
- ・収入_漁業(営業等内数)
- ・収入_不動産
- ・収入_総合譲渡短期
- ・収入_分離短期軽減
- ・収入_分離山林
- ・特例適用条文長期
- ・エラー内容
- ・更新職員番号
- ・併徴先判定区分
- ・所得_長期(居住特例)
- ・所得_配当(私募証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備10
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21~)
- ・還付申告区分
- ・新生命保険_支払額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(扶養関係情報)

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・更新職員番号
- ・年度分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・扶養者宛名番号
- ・更新日
- ・照会区分
- ・扶養関係コード
- ・更新時間
- ・被扶養者宛名番号

1-2. 障害者情報

(賦課期日情報)

- ・宛名番号
- ・氏名カナ
- ・町名
- ・行政区コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄コード1
- ・現存区分
- ・住民でなくなる日
- ・生活保護区分
- ・国保資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報4
- ・本人_老年者
- ・更新時間
- ・郵便番号BC
- ・生保開始日
- ・発送管理2
- ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人_未成年
- ・更新職員番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

1-3. 生活保護情報

(賦課期日情報)

- ・宛名番号
- ・氏名カナ
- ・町名
- ・行政区コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄コード1
- ・現存区分
- ・住民でなくなる日
- ・生活保護区分
- ・国保資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報4
- ・本人_老年者
- ・更新時間
- ・郵便番号BC
- ・生保開始日
- ・発送管理2
- ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人_未成年
- ・更新職員番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1-4. 年金特徴情報

(年金特徴対象者情報)

- | | | | | |
|---------|--------------|----------|----------|--------------|
| ・捕捉年度 | ・宛名番号 | ・データ区分 | ・履歴番号 | ・レコード区分 |
| ・市町村コード | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード | ・予備1 | ・特別徴収制度コード |
| ・作成年月日 | ・年金保険者用整理番号1 | ・年金コード | ・予備2 | ・生年月日 |
| ・性別 | ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・郵便番号 | ・住所カナ |
| ・住所漢字 | ・各種区分コード | ・処理結果コード | ・予備3 | ・各種年月日 |
| ・各種金額1 | ・各種金額2 | ・各種金額3 | ・予備4 | ・年金保険者用整理番号2 |
| ・特徴開始月 | ・特徴開始期別 | ・特徴依頼日 | ・突合結果コード | ・突合区分 |
| ・特徴状態 | ・レコード番号 | ・システム作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員番号 | ・更新端末番号 | | | |

(年金特徴受理情報(天引結果、中止結果))

- | | | | |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| ・捕捉年度 | ・依頼周期 | ・依頼年月日 | ・ファイル名 |
| ・レコード区分 | ・市町村コード | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード |
| ・予備1 | ・特別徴収制度コード | ・作成年月日 | ・年金保険者用整理番号1 |
| ・年金コード | ・予備2 | ・生年月日 | ・性別 |
| ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・郵便番号 | ・住所(カナ) |
| ・住所(漢字) | ・各種区分コード | ・処理結果コード | ・予備3 |
| ・各種年月日 | ・各種金額欄(金額1) | ・各種金額欄(金額2) | ・各種金額欄(金額3) |
| ・予備4 | ・年金保険者用整理番号2 | ・レコード番号 | ・システム作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員番号 | ・更新端末番号 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1-5. 課税台帳情報

(課税情報)

・宛番号 年度分 算定団体コード 履歴連番 処理日 異動日 異動事由
・異動事由補足 申告区分 徴収区分 指定番号 整理番号 受給者番号
・納税者番号 税務署連絡区分 警告エラー無視サイン 強制課税区分 手入力区分 前住地課税区分
・賦課所在地コード 所得_営業等 所得_営業(営業等内訳) 所得_他事(営業等内訳) 所得_漁業(営業等内訳)
・所得_農業 所得_肉用牛・肉用牛売却価格 所得_不動産 所得_利子 所得_株式配当 所得_配当控除無分
・所得_配当(少額) 所得_給与 所得_公的年金 所得_雑 所得_譲渡一時 所得_一時(2分の1前)
・所得_総合短期 所得_総合譲渡長期 所得_分離山林 所得_退職 所得_分離事業雑 所得_分離短期
・所得_分離短期軽減 所得_分離長期一般 所得_分離長期優良 所得_分離長期居住 所得_分離上場株式
・所得_分離未公開株式 所得_分離先物取引 所得_特控後_山林 所得_特控後_短期 所得_特控後_短期軽減
・所得_特控後_長期一般 所得_特控後_長期優良 所得_特控後_長期居住 所得_特控後_上場株式
・所得_特控後_未公開株式 合計所得金額 総所得金額 総所得金額等 純損失 雑損失 先物取引繰越控除
・専従者控除_配偶者 専従者控除_その他 前々年の変動所得 前年の変動所得 変動所得 臨時所得
・特別控除_一時 前々年の変動所得 特別控除_総合譲渡 特別控除_短期 特別控除_短期軽減
・特別控除_長期一般 特別控除_長期優良 特別控除_長期居住 特別控除_山林 特別控除_上場株式
・特別控除_未公開株式 給与収入(一般) 給与(特定控除) 公的年金収入 本人_特別障害 本人_他障害
・本人_老年者 本人_寡婦 本人_寡夫 本人_勤労学生 本人_未成年 本人_夫あり 控対配あり
・控対配老人 配偶者所得 扶養_一般 扶養_特定 扶養_老人同居 扶養_老人合計
・扶養_障害(特別同居) 扶養_障害(特別合計) 扶養_障害(その他) 青色申告区分 専従者_配偶者 専従者_その他
・非課税所得区分1 非課税所得金額1 控除_雑損 控除_医療費 控除_社会保険料 控除_小規模
・控除_生保 控除_損保 控除_寄付金 控除_配偶者特別 控除_配偶者 控除_本人 控除_扶養
・控除_扶養障害 控除_基礎 生命保険_支払額 生命保険_個人年金 損害保険_地震 損害保険_旧長期
・所得控除_合計 退職_退職収入 退職_所得税用退職 退職_勤続年数 退職_障害区分 所得税_控除_損保
・所得税_控除_生保 所得税_控除_配偶者特別 所得税_控除_寄付金 所得税_合計所得 所得税_所得控除計
・所得税_その他税額控除 所得税_所得税額 計算値_合計所得金額 計算値_控除額合計 計算値_配当控除
・計算値_特別減税額 計算値_所得税額 保育用所得税額 課標_総合 課標_総合(実計) 課標_肉用牛
・課標_山林 課標_退職 課標_事業雑 課標_短期 課標_短期軽減 課標_長期優良 課標_長期居住
・課標_上場株式 課標_未公開株式 課標_先物取引 課標_合計 区_総合 区_肉用牛 区_山林
・区_退職 区_事業雑 区_短期 区_短期軽減 区_長期一般 区_長期優良 区_長期居住
・区_上場株式 区_未公開株式 区_先物取引 区_合計 区_配当控除 区_外国税額控除 区_調整額
・区_定率控除額 区_端数 区_所得割 区_減免額(所得割) 区_均等割 区_減免額(均等割)
都_総合 都_肉用牛 都_山林 都_退職 都_事業雑 都_短期 都_短期軽減 都_長期一般
都_長期優良 都_長期居住 都_上場株式 都_未公開株式 都_先物取引 都_合計 都_配当控除
都_外国税額控除 都_調整額 都_定率控除額 都_端数 都_所得割 都_減免額(所得割) 都_均等割
都_減免額(均等割) 差引年税額 収入_営業等 収入_営業(営業等内数) 収入_漁業(営業等内数)
収入_他事(営業等内数) 収入_農業 収入_肉用牛 収入_不動産 収入_利子 収入_株式配当
収入_配当(控除無分) 収入_配当(少額配当分) 収入_雑 収入_一時 収入_総合譲渡短期
収入_総合譲渡長期 収入_分離事業雑 収入_分離短期 収入_分離短期軽減 収入_分離長期一般
収入_分離長期優良 収入_分離長期居住 収入_分離山林 収入_分離上場株式 収入_分離未公開株式
収入_先物取引 損益_経常所得 損益_分離短期 損益_分離短期軽減 損益_総合譲渡短期 損益_分離長期一般
損益_分離長期優良 損益_分離長期居住 損益_譲渡一時 損益_分離山林 損益_退職 国保_推定所得
国保_繰越損失 国保_繰越損失軽減用 特例適用条文長期 特例適用条文短期 特例適用条文予備
配当割額 配当譲渡割の控除額(市区町村) 配当譲渡割の控除額(都道府県) 決裁区分 併徴元区分
転送区分 株式譲渡繰越損失 強制親区分 システム作成日 更新日 更新時間 更新職員番号
更新端末番号 区_老年者経過 都_老年者経過 区_配当譲渡割控除不足額 都_配当譲渡割控除不足額
区_調整控除額 都_調整控除額 所得_分離長期居住特例 長期居住特例繰越損失 収入_配当(私募)
収入_配当(一般外貨) 所得_配当(私募) 所得_配当(一般外貨) 強制発送区分 所得税_外国税額控除
所得税_住宅ローン控除 資料番号 住宅取得等控除_入力値 区_税源移譲入力値 区_住宅取得税額控除
都_住宅取得控除 区_税源移譲税額控除 都_税源移譲税額控除 翌年申告作成区分
住宅取得等特別控除_計算値 住宅取得等可能額 都_税源移譲入力値 発送区分 調査コード
上場配当繰越損失 住宅用課税標準額 住宅用所得税額 譲渡割額 寄附金(ふるさと納税)
寄附金(共同募金・日赤支部) 寄附金(市区町村条例指定) 寄附金(都道府県条例指定) 区_寄附金
都_寄附金 所得_分離上場配当 収入_分離上場配当 課標_上場配当 区_上場配当 都_上場配当
住宅借入金等可能額(H21~) 還付申告区分 翌年度用給与支払額 翌年度用社保 還付加算起算日
減免区分 普徴減免開始月 特徴減免開始月 減免率 国外所得総額 外国所得税額
扶養_年少 特定寄附金 震災関連寄附金 特定震災指定寄附金 認定NPO寄附金
寄附金税額控除 金額予備項目11 金額予備項目12 金額予備項目13 金額予備項目14
金額予備項目15 新生命保険_支払額 新生命保険_個人年金 生命保険_介護医療

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 収納履歴情報

科目コード	延滞金	収納額から収納額
科目詳細コード	前納報奨金	収納額から督促料
算定団体コード	還付加算金	収納額から延滞金
期割団体コード	会計年度	督促料から収納額
団体内外区分	会計年度督促手数料	督促料から督促料
調定年度	会計年度延滞金	督促料から延滞金
年度分	決算区分	延滞金から収納額
通知書番号	歳出還付区分	延滞金から督促料
論理期別	OCRID	延滞金から延滞金
収納日	口座登録連番	払込日
支所コード	充当科目コード	払込時刻
冊号	充当科目詳細コード	本部コード
入力連番	充当算定団体コード	店舗コード
入力連番内連番	充当期割団体コード	送金予定日
領収日	充当団体内外区分	滞納管理1
納付方法	充当調定年度	滞納管理2
収納区分	充当年度分	
収納額	充当通知書番号	
督促手数料	充当論理期別	

3. 口座情報

宛名番号	口座種別
科目コード	口座番号
科目詳細コード	表示用口座番号
振替振込区分	口座名義人番号
申請自治体	口座名義人カナ
申請日	口座名義人漢字
適用開始日	口座終了理由
適用終了日	通知書区分
金融機関コード	指定口座区分
支店コード	口座登録連番
支店枝番	振替済通知書

4. 宛名基本情報

宛名番号	履歴連番
登録業務	住民票コード
世帯番号	国籍
氏名	生年月日
性別	通称名
住所情報	登録事由
個人番号	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><窓口における入手分について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。 2 申告が代理人であった場合には、委任状の提出と身分証明書の提示を求めることで申告者の情報であることを確認する。 3 個人住民税システムに登録する際に、対象者が目黒区にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行う。 4 書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 <p><eLTAXシステムからの入手分について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 eLTAXシステムの審査システムでは、申告等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。 2 eLTAXシステムを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。 3 国税連携システムでは、対象者の情報のみ提供されるため、対象者の情報しか入手することができない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><窓口における入手分について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて情報を取得するため必要な情報以外を入手することはない。 2 住民からの申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とし、さらに記載要領を充実させることで必要とする情報のみ入手する。 <p><eLTAXシステムからの入手分について></p> <p>eLTAXシステムの審査システム及び国税連携システムでは、法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口における入手分について></p> <p>区民からの申告情報は、申告者の情報であることを確認した上で取得しており、不適切に入手することはない。</p> <p><eLTAXシステムからの入手分について></p> <p>事業所等からの支払報告書や申告書の情報は国税連携システムやeLTAXシステムの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 区民からの特定個人情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>2 個人住民税システムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については提出元への連絡等により確認する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 区民からの個人番号の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、個人番号を確認する。</p> <p>2 個人住民税システムにて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には上記同様の本人確認を行うことで真正性確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 紙で提出された課税資料から特定個人情報をデータ化する際には、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。</p> <p>2 個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日及び所得情報の整合性等を複合的にチェックを行う。</p> <p>3 賦課決定後の通知により、本人にも賦課の内容を確認してもらう。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口における入手分について> 書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛てに送付するよう説明する。</p> <p><eLTAXからの入手分について> 国税連携システムやeLTAXシステムについてはLGWAN回線を利用している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者のみ個人番号を参照できるよう制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務システムからの参照について、権限管理機能により制御を行い、業務に必要な情報のみ参照できるよう制御を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・各所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報のみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人ごとにユーザIDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムの管理機能により、パスワードの定期的な変更及びパスワードの使い回し防止の制御を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのログイン記録(操作者は個人まで特定)、個人番号の閲覧、発行等の操作ログの記録を行う。ログは一定期間保存する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・セキュリティ対策基準により、業務外の使用を禁止し、アクセスログの記録及び定期的な解析を行う。 ・定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。 ・委託事業者についても、職員と同等以上のセキュリティ対策を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理後は初期画面に戻すようにしている。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
-----------------	--------------	----------------------	--------------

具体的な方法	団体内統合宛名システムを利用する場合は、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。
--------	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----------	-------------------	-----------

ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに同法に基づく条例及び目黒区個人情報保護条例の定めに基づき各所管において事務処理マニュアルを定めるとともに、定められたルールを遵守する体制を整備する。
-------------------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて設定し、アクセスログを記録している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムにおいて、番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供及び移転を行うよう設定を行う。 ・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるように制御しており、不正な名寄せが行われることを防止する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバーへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失を防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 3 中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のシステム的な論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供・移転できる仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止する。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、情報提供データベースに不要なデータを取り込まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情報提供データベースの内容を目視により確認することで、誤った特定個人情報を提供してしまうことを防止する。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ハードウェア(サーバー)専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理している。 ・作業スペースへの部外者の立ち入りを禁止している
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・個人住民税システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、その都度ファイルへの入力、削除及び修正を行っている。 ・削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	消去後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、担当課内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることを確認する。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。 	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号 153-8574 目黒区上目黒2-19-15 電話:03-5722-9819
②請求方法	書面で提出することにより受け付ける。
特記事項	目黒区公式ホームページにおいて請求に必要な様式及び請求方法を公表する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報業務登録簿に記載の名称
公表場所	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号 153-8574 目黒区上目黒2-19-15 電話:03-5722-9819
②対応方法	・問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部広報課報道・情報公関係に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年11月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	目黒区パブリックコメント手続要綱に基づき意見公募手続を実施した。実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。
②実施日・期間	平成26年12月15日から平成27年1月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書の宣言中にも具体的なリスクと軽減されるリスクを記載すること。 ・これまでのリスク対策を数段上回るリスク対策を明記すべきである。 ・審議会と行政だけでなく評価委員会を設置すべきである。 ・区民のメリットを具体的に記載すること。
⑤評価書への反映	追記及び記載の変更は行わない。なお、全ての意見に対する検討結果は公式ホームページ等で公表する。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年2月9日
②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
③結果	第三者点検機関として了承した。なお、評価項目にかかる共通指摘事項として、「Ⅲ. リスク対策」でアクセスログの分析方法と、「Ⅴ. 開示請求・問合せ」の具体的な方法について質疑があった。アクセスログは分析ツールを導入して随時解析を行うこと、開示請求手続は従来の書面以外に、今後、番号法附則第6条第1項で定めた「マイ・ポータル」の設置について担当課から説明した。その他、番号制度全般等に関する質疑があった。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

